

員弁運動公園体育館ほか 8 施設 L E D 照明器具等賃貸借 仕様書

1 業務名

員弁運動公園体育館ほか 8 施設 L E D 照明器具等賃貸借

2 業務目的

員弁運動公園体育館ほか 8 施設の照明器具を L E D 照明器具に交換することにより、施設における消費電力の削減、照明器具の維持管理費の削減及び温室効果ガス排出量の削減を図る。

3 業務内容

- (1) L E D 照明器具等の調達（取替えに必要な部品を含む。）
- (2) L E D 照明器具等の取替工事
- (3) 既設照明器具等の不要な機器の撤去及び処分
- (4) L E D 照明器具等の維持管理（令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日に限る。）

4 履行場所

- (1) 員弁運動公園体育館（いなべ市員弁町楚原 936 番地）
- (2) 員弁運動公園運動場（いなべ市員弁町楚原 936 番地）
- (3) 員弁運動公園野球場（いなべ市員弁町楚原 936 番地）
- (4) 員弁運動公園海洋センタープール（いなべ市員弁町楚原 936 番地）
- (5) 大安武道場（いなべ市大安町石樽南 335 番地）
- (6) 大安スポーツ公園スパーク大安（いなべ市大安町大井田 2704 番地）
- (7) 藤原運動場（いなべ市藤原町市場 493 番地 1）
- (8) 藤原第 1 野球場（いなべ市藤原町市場 137 番地 3）
- (9) 員弁コミュニティプラザ（いなべ市員弁町楚原 940 番地）

5 履行期間等

- (1) 契約期間
契約締結日から令和 19 年 3 月 31 日まで
- (2) 賃貸借物件の納入期限
令和 9 年 3 月 31 日
- (3) 賃貸借期間
令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日まで
- (4) 賃貸借料支払い条件

年度毎に年度末 1 回払いとし、請求書受理後 30 日以内に支払うものとする。

(5) 賃貸借期間後の設備の取扱い

賃貸借物件については、賃貸借契約期間の終了後、原則としていなべ市に無償譲渡するものとする。

6 LED照明器具等の数量及び設置場所

別紙 1 「LED照明器具賃貸借一覧表」のとおり

7 LED照明器具等の設置工事期間

別紙 2 「施設別設置工事期間一覧表」のとおり

8 LED照明器具等の仕様

(1) 共通

ア 照明器具等は確実な省エネ効果を実現するため別紙 1 に記載の光束、消費電力、固有エネルギー消費効率を全て満足する製品とすること。また、設置後に照明器具等の仕様を満たさない製品であることが発覚した場合には、受注者の責任で入れ替えを行うこと。定格光束(lm)は規定値以上かつ消費電力(W)は、規定値以下とし、交換方式は記載のとおりに行うこと。

イ 一般社団法人日本照明工業会がホームページに公表する J I L 5 0 0 4 「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」のそれぞれに登録対応機種を持つメーカーの製品とすること。(公共施設用照明器具に機種設定のないLED直管ランプ等及びその他LED照明についても同様に上記登録対応機種を持つメーカーが製造した製品とすること)

ウ 維持管理の観点より、一体型ベースライトの電源は光源部(ライトバー)に内蔵された製品とすること。

エ 一体型ベースライトは、利用者の点灯スイッチ誤操作による予期せぬ調光・誤動作等を防止するため、オンオフ機能のみの製品とすること。

オ ISO9001(品質)の認証取得工場で製造していること。

カ ISO14001(環境)の認証取得工場で製造していること。

キ LED照明器具、照明部材等は、国内メーカーの未使用品とすること。

ク 光源寿命は、40,000時間以上の照明器具とすること。

また、次の仕様を満たすこと。

(ア) 光束維持率 70%

(イ) 色温度 別紙 1 のとおり

(ウ) 平均演色評価数 Ra75 以上

ケ LED照明器具等には、本契約の賃貸借物品であることを判別しやすいようにラベル

等を付すこと。

コ LED照明器具等は、事前に機器図面等の一覧表を提出し、発注者の承諾を得ること。

また、設置後には納入した機器の仕様がわかる一覧表を提出すること。

サ 天井材のアスベスト含有の可能性を考慮し、交換方式及び設置する照明器具等は既設の建物に配慮し、できる限り天井等建物の補修を伴わず交換可能な製品を選定すること。

(2) 適用基準及び規格

本仕様書において規定されていないものは、電気用品安全法（PSE）等の規格を準拠すること。

(3) その他

ア LED直管ランプ

(ア) G13口金を持つランプとし、既設器具を活用すること。

(イ) ランプに電源を内蔵した製品とすること。

(ウ) 既設器具の安定器をバイパス（切り離し）し、直接ソケットに給電するように施工し、電源内蔵型のLED直管ランプに代替えること。

(エ) 既設安定器のバイパスを必要としないLED直管ランプは不可とする。

イ 高天井形

(ア) 電源を器具に内蔵した製品とすること。

(イ) 既設設備でオートリフタを利用している場合、電源ケーブルを分電盤の端子にて切り離して分電盤より抜去すること。

(ウ) 光源寿命は、点灯時間60,000時間（光源維持率85%）以上の製品とすること。

(エ) 照明器具には、ワイヤーで脱落防止処置を講ずること。

ウ 投光器形

(ア) 既設安定器は、ポール内や架台等に残置せず撤去すること。

(イ) LED機器が既存ポールや架台に原則そのまま取り付けられる製品であること。
そのまま取り付けられない場合は、アダプタ等を用いて確実に取り付けること。

(ウ) 光源寿命は、点灯時間40,000時間（光束維持率70%以上）の製品とすること。

エ 無線調光

別紙1「LED照明器具賃貸借一覧表」の「備考欄」に無線調光と記載のある製品に関しては、以下の仕様を満たすものとする。

(ア) 調光方式は無線で制御できるものとする。

(イ) 災害発生による避難時など有事の際に汎用性電子機器を用いて個別調光制御（10%刻みで10～100%）が可能なものとする。

(ウ) あらかじめ設定できる点灯グループを4グループ以上設定できることとする。

(エ) 操作方式はリモコン及び汎用タブレットの両方で行うことができるものとする。

- (オ) タブレット動作環境は Windows、Android、iOS、macOS のいずれも対応可能であるものとする。
- (カ) 災害発生による避難時など有事の際にタブレットを用いて個別調光制御（５％刻みで５～１００％）が可能なものとする。
- (キ) 通信制御範囲は、制御機器から照明器具まで１５メートル以上とする。
- (ク) 周波数は問わないが、２．４GHz の場合混線を避ける為、使用する無線のチャンネルは変更可能であること。
- (ケ) 操作方式は、操作の簡便化の観点から壁スイッチ及び汎用性のタブレットとし、照明設備直下ではなく部屋の端からの操作が可能なものとする。ただし、リモコンでの操作は不可とする。
- (コ) 無線調光用受信機は、安定した通信環境を実現する観点より専用電源とし、既設分電盤から新配線を敷設すること（コンセント給電が可能な場合は、既設コンセントの活用も可とする。）。

９ 工事（設置）仕様

- (1) 契約後、次の書類を速やかに作成し、発注者に提出し、施工方法等について協議すること。また、工事を行う者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とし、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく電気工事に係る監理技術者が所属し、特定建設業の許可を有していること。

ア 実施工程表

イ 施工体制台帳・施工体系図

- (2) 基本的な作業可能日時は、令和 8 年 1 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日(12 月 28 日から 1 月 5 日を除く。)までの 8 時 30 分～17 時 00 分の間とすること。また、受注者は、発注者及び施設管理者と協議の上、作業日時を決定すること。ただし、発注者が許可した場合は例外とする。休日に施設の貸出利用がある場合には、資機材の仮置き等は撤去し、照明も使用できる状態に復旧すること。この場合、既設照明と LED 照明が混在していても良いこととする。
- (3) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施するものとし、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに発注者へ報告し、協議すること。
- (4) 工事の着手、施工及び完成に当たり、官公署等への必要な届出手続等を直ちに行うこと。
- (5) 施工中は、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。
- (6) 搬出入経路、停電作業、足場、仮囲い等については、事前に発注者と協議の上、関係法令に基づき適切に施工管理すること。
- (7) 照明器具の落下等の危険がないよう設置すること。また、器具取替に伴い発生する軽微な工事、補修等(劣化したソケット、電線の交換等)については、本契約の作業範囲内

として実施すること。

- (8) 既存施設及び什器等に毀損がないよう適切に養生すること。
- (9) 工事期間中は、発注者及び施設管理者と常に連絡及び調整を行い、施設運営に支障のないよう配慮すること。
- (10) L E D照明器具等の設置前後に、絶縁抵抗値測定を実施し、抵抗値の異常な低下等がないことを確認すること。また、発注者が指定する箇所で照度測定を実施し、あわせて書面により報告すること。
- (11) 撤去した既存照明器具等については、受注者が関係法令を遵守し、適切に処理し、マニフェストの写しを提出すること。また、P C B等有害物質を含む材料が使用されていることが確認された場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (12) 個々の機器の設置が完了した時点から使用の開始を認め、賃貸借期間開始日までに障害が発生した場合、本工事に起因する障害である場合においては受注者の責任により修復すること。
- (13) 設置作業完了後、完成図、工事写真、保全に関する資料（機器の取扱説明書、保守体制表等）及びL E D照明器具等の賃貸借物品一覧を速やかに提出するものこと。
- (14) その他、L E D照明器具等の設置における機材、施工、試験については、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修に準拠すること。

1 0 賃貸借物品の保守等

- (1) 受注者は、賃貸借期間中の維持管理に係る保守体制について書面で発注者に届け出ること。なお、障害発生時に緊急対応する窓口は、照明機器メーカーとすること。また、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに発注者に届け出ること。
- (2) 受注者は、L E D照明器具等の設置後から賃貸借期間終了までの間、保険（新価特約付き動産総合保険等）に加入すること。
- (3) 契約期間中におけるL E D照明器具等の不点灯、規定された光束維持率未滿となることその他の不具合が発生した場合は、受注者の責任において交換又は修繕を行うこと。なお、その費用については、賃貸借期間開始日から10年間は無償とする。

1 1 特記事項

- (1) 契約の履行に当たって受注者（下請負人を含む。以下同じ。）が、いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成28年いなべ市告示第119号）第1条に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次に掲げる義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、不当介入による被害を

受けているときは、速やかに被害届を警察に提出すること。

ウ 発注者へ書面により報告すること。

- (2) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

1 2 その他

- (1) 現場説明は実施しないこととする。
- (2) 現場確認を希望する場合は、いなべ市教育委員会事務局生涯学習課（0594-86-7846）へ事前に連絡の上、各施設管理者と日程調整をすること。
- (3) 導入するLED照明設備の省エネルギー化により創出される環境価値、J-クレジット制度の活用に必要な設備情報、消費電力データ、運用情報その他必要資料の提供について、発注者の求めに応じ協力するものとする。なお、当該協力に係る費用は、本契約金額に含むものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

1 3 提出書類

N0.	提出書類	提出時期
1	施工計画書（実施工程表、施工体制台帳、施工体制図）	工事着工前
2	設置予定機器一覧表	工事着工前
3	賃貸借機器一覧表	工事完成時
4	工事写真	工事完成時
5	絶縁抵抗値結果及び照度測定結果	工事完成時
6	廃棄物マニフェストの写し	工事完成時
7	省エネ効果表	工事完成時
8	アフターフォロー体制表	工事完成時